

仙台市いじめ問題専門委員会 議事録

(第29回 仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)

教育相談課作成

- ◆ 日 時 令和3年6月11日(金) 午後7時01分から午後9時38分まで
- ◆ 場 所 上杉分庁舎 12階 教育局第1会議室
- ◆ 出席委員 ◎部会長 ○副部会長

No.	氏 名	出欠
1	○ 安保 英勇	出
2	伊藤 龍仁	出
3	◎ 小野純一郎	出
4	甲斐田沙織	出
5	新免 貢	出
6	鈴木久米男	出
7	高田 修	出

・敬称略 ・50音順

1 開会

(教育相談課主幹)

それでは、仙台市いじめ問題専門委員会(第29回仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)を始めさせていただきます。一部委員にはリモートによる参加をいただいておりますことをご了承願います。

2 部会長あいさつ

(教育相談課主幹)

まず、小野部会長よりご挨拶をお願いいたします。

(小野部会長)

部会長の小野でございます。開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。前回の委員会は6月2日でありまして、9日前でございました。本日の11日までの間に部会を2回開催ということになりました。そして、その間に部会員で手分けをしまして追加の聴き取り調査等も行っておりまして、部会全体として相当な勢いで答申完成に向けて動いているということでございます。本日も前半の部分を公開で行います。後半の部分はその聴き取りの共有などがありますので非公開とさせていただきますが、そういう中で、より充実した議論で部会が行われることを祈念して、挨拶に代えたいと思います。よろしく申し上げます。

3 報告・協議

(教育相談課主幹)

小野部会長、ありがとうございました。それでは、この後の協議につきましては、小野部会長に進めていただきたいと思います。それでは、小野部会長、よろしくお願いいたします。

(小野部会長)

まず、資料について事務局から説明をお願いします。

(教育相談課長)

委員の皆様事前に郵送いたしました資料は、参考資料6、参考資料20、参考資料43です。聴き取り調査記録は昨日速達で送付させていただきました。第28回議事録(未定稿)等につきましては、現在記録作成中のため、完成次第委員の皆様を送付させていただきます。

(小野部会長)

ありがとうございました。資料については以上でございます。それでは、今回の協議につきましては、前回の部会で確認をしたとおり、前半については公開、それから後半を非公開とすることを確認いたしました。本日予定している協議事項は、①当該児童に対する学校の対応として8月24日に当該児童と保護者が持参した手紙の件、②保護者に対する学校の対応、③保護者に対する教育委員会の対応、この3点の協議については公開となります。そして、非公開となった後、前回の部会から本日の部会までの間に行われた聴き取り調査の結果を共有し、その評価を行いたいと思います。それでは、そのような協議項目を行うということで協議に入ってまいりたいと思います。まず、①の議題ですけれども、当該児童が平成30年8月24日、夏休みの終わりに死にたいと書いた手紙をお母さんと一緒に学校に来て校長に渡したというわけですけれども、この後の学校対応について皆様からご意見を伺いたいと思います。前回は、この点について重大事態に当たるかどうかと、生命身体重大事態の自殺企図とみられるかどうかという観点から意見をお聞きしたところですが、それと区別された形で、学校の対応としてどうであったかということをやはり考えるべきではないかと、伊藤委員のほうからご指摘がありました。この事態に対する学校の対応ですけれども、これは議論が重なりますけれども、校長の認識に基づいて、宿題しなくていいよというようなことだけを言って、特にそれ以外の対応をしていないということになるのではないかと思います。これについて委員の皆様の方からのご意見を伺いたいと思います。まず、伊藤委員のほうからご意見をお願いします。

(伊藤委員)

失礼します。このお手紙の内容をどのように捉えるかというお話です。前回のこの部会の中でも私はお話をさせていただきましたが、まず、この年齢のお子さんが書いた手紙、つまりこれを意見の表明としてどのように受けとめるべきかというところが、一つ大事な視点になるのかなと思っています。このお子さんが当時まだ小学2年生、8歳のお子さんであったということ踏まえるならば、一般的に子供の発達が発達的に変化をする9歳、10歳以前のお子さんであるということです。ここは子供の認知面、例えば言語、思考面、さらには社会性が大きく飛躍する前のお子さんだということです。もう少し具体的にというか細かく我々がきちんと捉えていくために、例えば認知発達、思考面について、この9歳、10歳以前のお子さんの場合、まだ推論的な思考はできない年齢です。ですから、場面的な思考だといえます。それから、客観的な思考に移る前ですから、もちろん主観的です。そして、社会的ないわゆる忖度するような思考はできませんから、自然な思考だということです。そういうふうに考えるならば、当然主観的に本人は書いているわけですから、いじめがあって苦しいよ、つらいよと書いてあれば、それは事実、いじめが辛いんだということだと思えます。そこで、推論もでき

ないという年齢であれば、書いた言葉をそのまま受けとめるべきだと私は考えています。それを、その前後のやり取りが学校ではあったようですけれども、まるで宿題のみがその原因であったかのように受けとめるというのは、この年齢のお子さんの表現として、この手紙を、意見表明の捉え方としては齟齬があったと私はまず認識しています。あまり長時間一人でしゃべるわけにはいきませんので、また補足もこの後でさせていただきます。一旦ここまでにさせていただきます。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。最初にリモートの先生のほうを伺いたいと思うので、次に鈴木委員、お願いします。

(鈴木委員)

聞こえるでしょうか。ありがとうございます。いじめられているというその手紙についてのお話ですけれども、前の話と少し分けて考えるというお話でした。今伊藤委員からもありましたが、手紙を書いたという事実はあるので、確かにこの時点で死にたいって当該児童が考えて書いたということは事実だと思います。ただ、併せてその要因のもう一つ、加えることができるかどうかというのは我々ちょっと検討しなければいけないのかなと思います。例えば手紙を書いたときの家庭における状況、それから学校に来た時点での校長室の状況、例えば職員室が隣だったらしいんですけれども、校長室の中でのしゃぎぶりとか声が職員室まで聞こえたという記録もございますし、そういったこと、そのときのこと、併せて下校のこと等を考えると、やはりその手紙を書いたという時点で、いじめがあるということ、それに対して死にたいと書いたことも事実だと思います。併せて、もしかしたらこれはあくまで推論なんですけれども、学校の様子を見ると、それ以外にも要因があった、その一つが課題であったのではないかと考えられるということです。以上です。

(小野部会長)

次に、甲斐田委員、お願いします。

(甲斐田委員)

私は伊藤委員の意見に同意するところです。私は児童心理や教育の専門ではございませんので、全く素朴なというか、そういった小学校低学年の子供が、いじめられて何もいいことないよ、死にたいというお手紙をたたんでメッセージとして大人に伝えてきたということについて正面から受けとめる、そこまでの不安だとか苦しみだとかを持っているということ正面から受けとめて、受けとめた上で何ができるかということを考えるべきであったと思います。以上です。

(小野部会長)

新免委員、お願いします。

(新免委員)

遺族側から推薦された委員の先生たちと私は基本的にスタンスは同じです。後で教育委員会のほうでお答えいただければいいんですけれども、私のほうでまず一つ指摘しておきたいと思います。このメモのことだけじゃなくてまず全部、これの前提なんですけれども、今日傍聴者はどこにいますか。後で教えてください。今私が画面を見る限り、それらしき人はちょっと見えないんですけれども、傍聴者はどこにいますかということをお教えください。それが前提。本論に入ります。この児童が死にたいよメモを残した、メモというか私はその子なりの意見表明であると理解しているということは、これまでずっと申し上げてきたとおりであります。皆さん方、私以上にこういったことについて専門的なことに見識がおありの方もいらっしゃると思いますが、私は素直に意見を言いますね。大

体、死にたいよメモを残して、これが宿題が嫌だったからだろうなんていうことは、軽々しく言うべきではないということです。教育者としては。それを聞いた人、それを読んだ人の判断が、そのときにはなかなか難しいものがあるでしょうけれども、これは軽く受けとめるべきではなかった。そのこと自体はやっぱり反省しないといけなと思います。お互いにそうなんですけれども。それで、大人が考える最善の利益だけを保障すれば十分だという、そういったありきたりの考え方そのもの、つまりそれは教育の仕組みに関わってのことですけれども、その考え方をまず改めねばならないと思います。子供の意見表明にとって重要なのは、合理的な判断能力があるかどうかではなくて、どこかの大学を出ているからとかそんなことじゃなくて、周りに死にたいよと働きかけて周りから応答を引き出す力をその人が持っているかどうかだということに私は尽きると思います。つまり大人が言うところの合理的判断能力はなくても、周りに働きかける力さえあれば、やはり十分意見を表明する権利があるんだということを私たちは認識する必要があると思います。これは子供の具体的な発達段階全体においてそういったことを認識すべきです。これは皆さん方のほうがよっぽど詳しいのではないのでしょうか。まず子供に、どんなことでもいいから欲求とか要求を自由に表明させることです。当たり前のことじゃないですか。ただし、子供は特定の間人間関係の中でしか自由に欲求を表明することができませんから、ありのままに受け入れられてそれへの応答がなされる、大人、周りの教師との人間関係を子供に保障することです。そういったことがなされていたかどうか、全く疑問。宿題が嫌だったからというような対応は、私が申し上げた意見とかなりそごがあるわけですから、皆さん方はどちらが適切とお考えでしょうか。子供の人間としての成長と発達がそのようなプロセスを経て徐々にそれがなされていくという認識が必要だと思います。自由な欲求表明があって、そして子供の権利を守っていく、その全体像はそういったところから浮かび上がってくるわけです。そういった姿勢が、私には学校側には感じられませんでした。あといろいろとあるんですけれども、とにかく死にたいよメモの死にたいという言葉を見て、宿題が嫌だったからでしょうって、それはないでしょう、常識として。以上です。

(甲斐田委員)

すみません、新免先生、言葉尻で本当に申し訳ないんですけれども、死にたいというお手紙はメモではありません。我々、最初に市教委のほうから資料を提供されてレクチャーを受けましたけれども、それに確かに一番最初にメモと書いてありましたので、それに引きずられて私もメモという呼び方をしてしまったことがあります。けれども、写真で見せていただいて、あれはきちんとたたんで気持ちを大人に伝えるためにきちんと書いたお手紙です。なので、最初のレクチャーに引っ張られずに、我々はお手紙というふうきちんと示していきましょう。すみません、割って入って。

(新免委員)

了解いたしました。私もその考えには変わりありません。ありがとうございます。

(小野部会長)

よろしいでしょうか。それでは、安保委員、お願いします。

(安保委員)

大体鈴木委員と同じかなと思います。死にたいというお手紙ですけれども、これはお母さんに書いたもので、当時のこのお子さんのお気持ちが表れているものだと思います。ただ一方で、校長が宿題しなくてもいいよと言ったのは、その書く直前の状況から考えると、いろいろ理由があるんだろうなと思います。その一つには、宿題の件というのはあるんだろうなとは思いますが。この後、特に何もし

ていないということですが、死にたいという気持ちは本物でしょうから、それに対して学校側はもう少し敏感であったほうがよかったのではないかと思います。

(小野部会長)

高田委員、お願いします。

(高田委員)

前日もそうだったんですけども、1対1で考えちゃうからおかしくなっちゃうんじゃないのかなと考えます。結局、そのいじめの由来で学校に行けない、あるいは校長室登校になってストレスがたまっている状態、いろいろまくいかないことがあって、いろんなことが重なっていてストレスがたまりにたまっているところに、何かポンと宿題とかそういうことが出てくれば、それはそれで破裂するんでしょから、だから宿題のこと一つだけが理由だというふうに捉えちゃうと、そのことだけで死にたいという表現が出てくるということ自体が重大なことであって、そういうふうに考えていかないと、この問題は解決しないのではないかなと考えています。以上です。

(小野部会長)

最後に私の意見を申し上げますが、前日も申し上げたことと重なりますけれども、やはり校長室に持ち込まれた直後の校長と当該児童とお母さんの会話、その中でお母さんが、あなた宿題やりたくなかったからこういうものを書いたのと言ったときに、ぶんぶんぶんと8回頭を下げたというような、かなり具体的な記載等も校長の聴き取りの中であったわけです。これはご担当された甲斐田委員や伊藤委員もよく記憶されているところだと思います。私はだから、この手紙が書かれた経緯と、その直後に校長室に持ち込まれた場面、その場面での校長と当該児童とお母さんの会話という流れを見れば、校長がこれは学校の夏休みの宿題をやっていないことをとがめられたのを免れるために書いた手紙ではないかと考える次第です。もちろん書かれている内容がでたらめを書いているわけではなく、当該児童の気持ちとして、いじめられてつらいという気持ち、死にたいという気持ちもあっただろうと、それは虚偽ではないと私も考えますけれども、この手紙の書かれ方とその持ち込まれ方からすると、先ほど言ったように考えるわけです。以上です。それでは、他の委員の方のご意見についての質問等があれば出していただきたいんですけども、ありませんか。それでは、私から伊藤委員にお尋ねしたいんですけども、前回、前々回くらいから9歳、10歳の壁というお話、知見を教えてくださいましたけれども、この9歳、10歳の壁というものを考えるに当たって、個人差とか、あるいは児童の持っているいろいろな読書体験とかその他の環境とかによって、この9歳、10歳の壁というものについての個人差というものはどうなんでしょうか。そこを1点お尋ねしたいと思います。

(伊藤委員)

個人差ということはもちろん考慮に入れる必要があります。ただ、前日も少しお話をしましたが、この9歳、10歳のいわゆる質的な転換期というのは、これは発達段階が飛躍的に質的に伸びるといって、こういう意味合いでの日本独自の認識、一般的なピアジェだとかがいう発達段階とは異なって、日本の中で、とりわけ教育関係分野なんかでも議論されてきた一つの捉え方になります。それを踏まえるならば、いわゆる個人差というものが顕著になるのは、この質的な転換期を乗り越えていける、いっているのかどうなのかというところでの個人差というものが一般的に議論されています。つまり、例えば小学校5年生、6年生のお子さんで、全てがということではないんですけども、いわゆるいろんな発達段階のある部分が乗り越えられていないとか個人差があるという言い方はよくされますけれども、それ以前のお子さんが、この9歳、10歳以前に質的な飛躍的な発達をしていると考えるのは不

自然です。つまり8歳児がもう既に9歳、10歳の壁を越えて推論をしたり論理的、客観的な思考をしたり、抽象概念を把握したり、社会的な思考をしていくというふうに考えるのは自然ではないと言われています。よろしいでしょうか、そういうことで。

(小野部会長)

ありがとうございました。それから、先ほど新免委員からご質問があった傍聴の関係ですけれども、事務局からちょっと説明をしてください。

(事務局)

傍聴の関係でございますが、本日はこの会議室が狭い会議室しか取れなかった関係がございまして、こちらの部屋のほかにもう1室、同じ建物の2階の会議室を会場といたしまして、そちらにリモート形式で傍聴していただいている部屋を作っているという形で、傍聴者の方にお入りいただいているところでございます。

(小野部会長)

新免委員、よろしいですか。

(新免委員)

いや、それは教育委員会側が行った手続をおっしゃっただけのことですよ。こちらには分からない。本当に会議でほかの部屋が詰まっていたんですか、前回の委員会以降。分かっていたことなんですか。私も教育委員会のやっていることをある程度信頼しないといけないんですけれども、こういったことってやはり、冷静に考えていただきたいんですけれども、別室にされると、何か公開されるのを嫌がっているのかというふうに思われてもおかしくないぐらいのことをやっているという認識は持っておく必要があります。公開をよりよい形でやっていくという手続をすべきは教育委員会の人たちです。誤解しないでください。こうだからこうだったじゃなくて、これだけの努力をしたけれどもこうならざるを得なかった、そういった説明をすべきです。もうこんな議論をしてもしょうがないので、どうぞ議事に入ってください。もう結構です。

(甲斐田委員)

ただ、すみません、リモートだと傍聴の状況って全然分からないんですよね。前回も傍聴の方がいらしていたのか、いらしていなかったのかもこちらからはよく分からなかったし。別室にどなたが何人ぐらいいらっしゃるんですか。

(小野部会長)

今私のいる部屋と同じ部屋に傍聴者の方は5名いらしております。別室のほうには何名いらっしゃるんですか。

(事務局)

9人いらっしゃるということです。

(甲斐田委員)

ご遺族とマスコミの方という感じですかね。

(事務局)

すみません、どういった関係の方がいらっしゃるかというのは、ちょっとこの場では控えさせていただきますと思います。この部屋にマスコミの方はお入りになられております。

(甲斐田委員)

了解しました。

(小野部会長)

それでは、この議題については、私のような考えは少数説でございますので、委員の大勢の意見としては、やはり死にたいと書いたお手紙について、もう少し学校側できちんとそれを受けとめた対応をすべきだったということが多くの委員の皆様の意見ということで取りまとめてよろしいでしょうか。何か補足のご意見はございませんか。伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

先ほど部会長からも、そのお手紙を受け取ったときの状況というご指摘もございましたが、一方で、例えば資料の17-5とか17-6、教育委員会と学校のやり取りの記録ですよ。これを見ても、教育委員会と当該小学校との相談が頻繁に行われて、毎回記録が出されています。これ全ていじめという記載の下での相談の記録が残っていますよね。例えば一番最初が7月17日、そして7月25日、8月1日、さらに8月24日、28日と、これはいじめの相談記録が続いているわけですよ。学校側は、6月以降、いじめ対策委員会を設けたということを言っていますが、このいじめ対策の学校内の委員会の実態というのも非常に不明瞭な実態だということも出ていて、そちらはそれでまた問題なんですけれども、学校と教育委員会とのこの間のやり取り、つまり今回のお手紙が開示された時期の前後、全てこのいじめに関する今回の問題について教育委員会と学校がこういう形でやり取りをしているということ自体が、そういう問題意識があったということじゃないですか。そういうこの間の非常に重要なこういういじめの認識があって、それを学校が教育委員会に相談をし、教育委員会が学校側にもっときちんと対応しなさいということをいろんな場面で記録も出ていますし、また私が聞き取りをさせていただいた教育委員会の方も、もう一度きちんと最初からいじめの対応をしなさいという指導をしましたというところからされているこういう状況の中で、なぜこの手紙を受け取って、このいじめの問題と切り離して解釈するのかと、私にとっては意味不明です。これはおかしいんじゃないですか。やはりその前後の脈絡を捉えるならば、このお手紙が示された時期というのは、明らかに学校側がいじめの問題としてこの当該児童のお子さんが抱えている、ご家族が抱えている問題をいじめの問題として取り上げているわけですよ。そういう中で、このお手紙の内容にいじめがあってつらいよと書かれているにもかかわらず、これを別の問題とすり替えて認識するということは、私はあり得ないと思います。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。そのほかにこの論点について補足的に意見を述べたい委員の方いらっしゃいましたら、どうぞおっしゃってください。よろしいでしょうか。それでは、この論点についてはこの程度にいたしまして、次に、保護者に対する学校の対応ということについての意見を述べていただきたいと思います。論点としては二つございまして、一つは、前回の部会の中で甲斐田委員からお話がありました、保護者同士の面談のセッティングについてです。まず、甲斐田委員、この点についてのご意見をお願いいたします。

(甲斐田委員)

8月31日の話合いに先立って、当該児童のお母さんが用意していた関係児童の親御さんに聞きたいことを取りまとめたペーパーをあらかじめ校長先生に渡していた。校長先生がそのペーパーを、内容からいって関係児童の親御さんに直接渡すような性質のものではない、聞きたいことの整理、校長先生から聞いてほしいことの整理というようなところで率直に書いてある紙を、関係児童の親御さんに校長先生が渡してしまった問題と捉えていますけれども、その前提はこれで合っていますかね。

(小野部会長)

その点は2番目の論点で話をするつもりでございました。今の点はもちろん取り上げるんですが、その前に、学校が保護者同士、つまり当該児童の保護者の方と関係児童の保護者の方の面談のセッティングのやり方についてどうだったかということについて、何かご意見はございますか。

(甲斐田委員)

どうも今申し上げたところと一まとまりのトラブルと受けとめていたので。ただ、当該児童、関係児童の親御さんとの設定…。すみません、ちょっとごめんなさい、別々に考えることが難しいです。ペーパーを渡してしまったことによって、8月31日の話合いというものが全く実のない、むしろ対立を深めるものになってしまったというような、私はそういう認識です。

(小野部会長)

それでは、その点は後ほどの論点でまた詳しくお話してください。それでは、この保護者同士の面談のセッティングについて、鈴木委員はご意見ございますか。

(鈴木委員)

保護者同士の話合いということだったんですけれども、何度か学校は当該児童の保護者の方からの申出によって、そういう場を設定したいというか、するというところで取り組みをしていました。働きかけの記録が残っておりますけれども、その中で、関係児童の保護者の方が、いろいろ家庭の状況とかがあつてなかなか設定できなかつた、でもこのときにできたということがあるんですけれども、その中でもなかなかやっぱり話合いそのものがかみ合わなかつたということもあります。ただ、やはりこういったいじめに関わる問題のときは、当該児童ないしは関係児童の保護者の方が一堂に会して状況というものを理解し、加えて今後の方向性というのを話し合う貴重な場ではあつたんじゃないかなと思っております。効果うんぬんということよりは、そうやって関係者が話合いを持った、そのことそのものは、私はよかつたのではないかなと考えております。ただ、多少時間がかかつたとか、そういったことに関して課題は残つたのかなと思います。以上です。

(小野部会長)

伊藤委員、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

私は、この保護者同士の話合いのセッティングというのは、これはかなり技術的な面での問題になるかなと思っております。もう少し自分でも整理してから発言させていただきますので、ちょっと保留させてください。以上です。

(小野部会長)

分かりました。突然すみませんでした。それでは、新免委員はこの点のご意見はございますか。

(新免委員)

保護者同士の面談、学校側が設定したその場面については、これまで提出された資料の中にも言及されておりましたけれども、結果的には、両者が歩み寄るという形には、結果的にはそうならなかつたと思うんですね。そうならなかつた理由は何なのかということが、やはりこの保護者同士の面談の設定の適切性というのは当然問われるべきだと思います。しかも全員がそろつたわけではないですよ。そういうことを考慮いたしますと、幾らいろいろな用事があり事情があつたにせよ、全員がそろつことができなかつたのは、これは非常に残念な事態であつたと私は認識しています。そして、私は聴き取りでもいろんな方々にお聴きしましたがけれども、その中身はここでは申し上げません。やはり学

校側に対して私が行った聴き取りからも、これがうまくいったというふうな印象を持つことはできませんでした。むしろそれなりに学校側も苦慮して、結果的にはうまくいかず、でも自分たちはこういうこともやったんだという、そういったものを私は感じました。学校側の努力は認めるけれども、双方にとって不満が残ったんじゃないかと、私はそう思っているんです。以上です。

(小野部会長)

安保委員、この点ご意見ございますか。

(安保委員)

いろんな情報がたくさんあるので、私もまだ整理し切れていないんですけども、調整に随分学校も苦勞されているなと思いますし、ただ、その調整の過程の中で、多分お互い平行線というか、そういうことは想定された中で強行してしまったような印象はあります。なので、新免委員がおっしゃったように、うまくいかなかったという結果になってしまったので、努力は学校はしたけれども、ちょっと準備不足だったのかもしれないなどは思いました。

(小野部会長)

高田委員はいかがでしょう。

(高田委員)

資料を読んだ印象ですけども、学校に主体性がなかったんじゃないのかなと感じています。要するに、当該児童の保護者から要求されたので仕方なくというのが結構出てくるんですよ。それを関係児童の保護者をお願いしますという感じで入っています。でも、本当は何をやりたいかといえば、関係性が悪くなった子供たちの関係性をどう保護者の方と一緒に取り組んでいくかということですから、やっぱり学校がこれは保護者が集まって相談するべきだと考えて主体的に動けば、もう少し実のある話合いができたのではないのかなと感じています。それをじゃあどうする、どうやってやればということなんですけれども、ただ資料から出てくるのは、学校側はやりたくないんだけど仕方なくやりますという態度、本当に目に見えてくるので、であればああいうふうな結果になって当たり前かなと感じています。

(小野部会長)

最後に私の意見を申し上げますが、私もこういういろいろな皆さんの資料と聴き取りの結果を踏まえた上で、他の委員の方からも出ましたように、学校としては当該児童の保護者と関係児童の保護者のマッチングでの協議ということについて、一応一定の努力はしたんだと認めたいと思います。ただ、翻って考えてみますと、今高田委員からは学校があまり積極的ではなかったというようなご意見もあったんですけども、そもそもこういう児童の間のトラブルがあったときに、学校が主体的に動いて、その保護者同士を集めてやるというのが適切なのかなのか、実際の場面では、私なども経験しておりますけれども、学校が入らないでトラブルがあったという、あるいはいじめをした加害者側と被害者側とが保護者が会って話をする、協議するというような問題の解決の仕方もあるわけですね。つまり学校抜きで、当事者同士で、当事者の保護者で解決すると。そういうことからして、もちろんこのことについては、ご遺族の方にもそういう方法を考えませんでしたかという質問も聴き取りの際にさせていただいたんです。そのときのお答えは、やはりその当事者同士だけだと、後から言った言わないという問題とかも出てくるおそれもあるので、やはり中立な立場の学校に立ち会っていただきたかったということだったので、私もそれはそれなりに納得したところではありました。ただ、やはりその原因は、なかなか難しいんですけども、結局は当該児童の保護者の方と関係児童の保護

者の方の意見の一致が見られず、それが感情的な対立にまで及んでいるような資料も出ており、そこは私は非常に残念に思うところです。どうすればよかったかという答えを私が持っているわけではありませんけれども、その保護者間のマッチングに関しても、学校の対応ということであれば、それなりにやったんだけど結果が得られなかったということではないかと考えております。以上です。新免委員、どうぞご意見をお願いします。

(新免委員)

小野部会長のおっしゃったことはもちろん一理あるわけです。外形的にはそういうことなんですけれども、今回の事案は、外形的に見ているだけではその中身に入っていけないような気がするんですね。なかなかうまくいかなかったと、それは我々も認識していることなんですけれども、うまくいかなかった結果、学校側はやることをやったという意識ですよ。じゃあ双方の側にとってはどうだったのかなど。不快に思ったご家族もいらっしゃるだろうし、納得いかないと思っているご家族もいらっしゃると思いますけれども、その当の当事者、亡くなられた当事者、特にご夫妻、あるいは奥様も含めてご夫妻とっていいかもしれませんけれども、結局何を求めても壁にぶつかったという、そんなところへと気持ちが落ち込んでいったんじゃないかと私は想像します。学校側はちゃんとやったかもしれないけれども、問題は、そういった場を求めて設定していただいて、しかしうまくいかなかった。その結果、学校側はやることをやったけれども、で終わるんじゃないくて、結局は何を求めても壁にぶつかったという、その分厚い壁の前にぶつかったというその当事者の状況を、私たちはもっとしっかり想像すべきだと私は思います。以上です。

(小野部会長)

伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

この話合いでの対応についても、やはり全体の今回の事案に対する学校の認識が、当初は、この仲直りの会を実施した前後ですね、教職員の方は、ほとんどこれはいじめという認識があったとは言い切れない状態から始めつつ、6月の泣いて登校した前後に、やはりこれはいじめじゃないかという認識に変わりつつあって、そこで初めてこの子供が学校に行けなくなったときに教育委員会に報告をし、そして学校が教育委員会にこのいじめの事案としての相談をこの7月以降も9月、10月とこのいじめ問題として報告しているにもかかわらず、こちらの仙台市のいじめ防止マニュアルにのっとるような形でしっかりと対応していなかったところ、ここが不十分だったのではないかと。そういう中にあるその保護者同士の話合いの設定というものが、当然うまくいかないということだと思います。例えば、今回、被害児童生徒を発見したら、あなたを徹底して守り通すとか秘密を守ることを伝え、不安を取り除くというところから、本当にしっかりとこの当該児童、亡くなったお子さんに伝え、そして徹底してそれを行ったのか。そして、この被害児童生徒の保護者に対して、このマニュアルの28ページに書かれていますが、管理下の事故であることをわび、学校として徹底して子供を守り支援していくことを伝え、対応方針を示して対応したのかというところがどうだったかというところが問われているんだと思います。つまりこの保護者同士の、加害児童とされる、私は加害という言葉はあまり好きではないんですが、この関係児童のお子さんの保護者と当該児童の保護者の話合いの場が、一体この対応方針の中のどこに位置づいていたのか。これはどこにも位置づいていないわけですよ。ということは、いじめの対応としてこの話合いがセッティングされたわけではないということが一番の問題だと思います。以上です。

(小野部会長)

そのほか、この論点について補足的に意見を述べたい方おりますでしょうか。よろしいですか。甲斐田委員、どうぞお願いします。

(甲斐田委員)

すみません。この面談であるだとか、ペーパーの交付だとか、一つ一つワンステップしていくというよりも、保護者に対する学校の問題点という大枠についての前提というか、この大枠として何が問題だったかというところについて、どれぐらい実感を共有していただいているのか聞いてみたいというところもあるんですけども、つまり保護者対応における学校というのは、いじめの事実を認定して、仲直りの会をやって、仲直りの会で当該児童が泣き続けていたということも教職員間で共有した上で、でもその後のかなり早い段階で、当該児童の体調不良や不登校であるだとかそういう問題について、いじめによるものではなくて当該児童の問題であるだとか、あるいは当該児童の親子関係であるだとかが中心の問題であるという捉え方を先生の間で共有していた、上からもう下までという形で、そういう見方を固めていたというふうに資料を見ていると取れるんです。例えば資料9-2の②の23ページ、24ページのお手紙、校長先生から主治医の先生に対する手紙でも、私はこのお手紙、まさしく保護者に対する学校の対応の問題点の核心のところを書いているというふうにお見受けしたんですけども、非常に、そういう主治医の先生へのお手紙というところで、当該児童に問題がある、当該児童の親子関係、家族関係に問題があるということ的印象づけようとしておられる。このお手紙は、7月31日時点、死にたいよというお手紙をもらう少し前ぐらいに書いているものなんですけれども、それに23ページの下3行でも「当該児童の睡眠障害が悪化している。相手のことを考える時間が多く、頭の中がいっぱいで、夕方は不安になる。生きている意味がない。死にたいということを訴えている。」ということを経験しているわけですよ。こういうことをもう具体的に聞いて、体調不良も、そしてどうしてつらいのかといたら相手のことを考えるという、この相手というのは今回のいじめの関係児童らのことを指しますよね。不安でいっぱい、生きている意味がない、死にたいというような訴えを聞いて、でもそれですら正面からは受けとめない。家庭の問題、お母さんをコントロールしようとするような子なんだということを経験の方に印象づけようとしておられる。聴取等も踏まえて思うんですけども、何でここまでゆがめて取るのかという、ここまで正面からいじめの苦しみであるだとか、仲直りの会で泣いていたこととかを踏まえて対処しなきゃいけないことについて、その全てを当該児童の問題性や親子関係、家族関係の問題性にこじつけて対処を図ろうとしているのかというようなところ。面談もそうだし、ペーパーを気軽に渡しちゃうというような問題行動についてもそうですけれども、今回の保護者に対する学校の問題点というのがどこに立っているのかといたら、そういったいじめだとか仲直りの会で苦しんでいる、苦しみを泣いたり言葉にしたりして伝えている当該児童の心を受けとめないで、学校のせいではない、いじめのせいではない、いじめのせいというのもちよっとあれなんです、いじめというよりも、いじめに対する学校の対応が悪いからではなくて、当該児童の問題、当該児童の親子・家庭の問題というところに、聴取やこういった資料を踏まえてみると、私はそういうふうな、こじつけかもしれないし責任の回避かもしれないですけども、とにかくそういう意図や意思をかなり早い段階で発していたから、保護者対応について学校は問題があるやり方を繰り返しているのではないかなと受けとめています。

(小野部会長)

ありがとうございました。それでは、今もお話に出ましたように、先ほど甲斐田委員から出ました、

この8月31日の保護者同士の協議の前に、質問事項を書いたお手紙、これを校長が8月1日に受け取っているんですけども、それをこの8月31日より前に関係児童の保護者のほうに渡したという点について、その対応について協議したいと思います。甲斐田委員、重複になるかもしれませんがお願いします。

(甲斐田委員)

すみません、その渡してしまった資料の性質というか、もうそんなに長い文章でもないし、パアッと読めば分かりますよね。直接相手の親御さんに渡していいものなのか、それでご気分を害するような性質のものなんじゃないかというところは…。

(小野部会長)

途中ですみません。その現物は、資料17-5の12ページ、13ページにございます。

(甲斐田委員)

17-5の12ページ、13ページ。そうです。私もさっきそれを見て、ごめんなさい、閉じちゃって。8月1日(水)から始まるペーパーですよ。

(小野部会長)

そうです。

(甲斐田委員)

これむしろ子供の言葉を、読めばこれを直接関係児童や関係児童の親に渡しちゃったら、反発をする性質の、すごい率直な、子供が疑問に思っていることをずらずら書いたものだということを、これは目を通さないで渡したんですかね。でも、目を通して渡したはずですよ、こんな簡単な文書。

(小野部会長)

校長の聴き取りでは目を通したと言っていたと思います。

(甲斐田委員)

ですよ。失礼しました。こういう性質の文書を渡してくれと頼まれたならともかく、逆であるにもかかわらず渡す、悪意まで疑うのはあれですけども、目を通して関係の修復を図るという目的で集まりを開いたのであれば、あり得ない、考えられない内容であると私は思います。

(小野部会長)

この点について、特に意見のある委員の方いらっしゃいますでしょうか。これは、今示したところを見ていただくと分かりますように、関係児童の一方の方宛てのお手紙の形になっておるんですけども、かなり率直な表現で書かれているところなので、当然これを関係児童側に交付すれば、かなり感情的になるかなと、不愉快になるかなというような質問のように私は受け取っております。ですから、これを安易に渡してしまったことについては、やっぱり問題であったというふうに私も考えますけれども、何かそれ以外の意見がある方、鈴木委員、ございますか。

(鈴木委員)

このときの経過を見ると、こういったことを質問していいのでしょうかという、何ていうんでしょうね、校長先生に相談するような形の手紙であったと思います。ただ、やっぱり今も意見が出ていますけれども、それを直接相手に渡してしまうというのはやっぱり、校長先生のちょっとした勇み足というか、そういったことは事実として残るのかなと思います。内容そのものよりも、その事前に渡してしまったということがちょっと問題かなと考えています。以上です。

(小野部会長)

それ以外の意見の方は特にいないということによろしいでしょうか。やはり、この点については、じゃあ部会の委員の共通の意見として、校長の対応として軽率なものであったと、問題があったということでもとめたいと思います。それでは、次の論点として、学校の組織的対応という問題。これは、鈴木委員のほうから、この組織的対応があったと言えるのではないかというご意見もあったと思うんですけども、そこを少し口頭で敷衍^{ふえん}していただけますでしょうか。鈴木委員、お願いします。

(鈴木委員)

恐らく答申案の中に書かれている表現だと思うんですけども、学校はこういったときの場合、やもすると、学年だけとか、担任だけの対応になってしまう場面もありがちなところもあると思います。今回の本件に関しては、生徒指導主事がどこまで関わったのかというのは不明ですけども、主幹なり副校長なり、校長先生が、最終的には校長先生が、子供に対しての対応、当該児童の対応も含めて対応されたということがあって、そういう意味では組織的であったと思います。ただ、細かいところを見ていきますと、実は生徒指導主事の動きがあまり見えなかったりとか、それから、いじめ対応について、不登校対応についての組織的などころが、我々が十分認識しているかどうかはちょっと不明なんですけれども、その辺りについては課題はあったと思うんです。ただ、学校としての対応、それから、細部にわたる部分、そういったことを含めて、いい点と課題があったのかな、やっぱり両面あったなと私は感じております。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。ほかの委員の方は、この学校の組織的対応ということについてのご意見ございますでしょうか。新免委員、お願いします。

(新免委員)

確かに学校側は組織的対応をしたのです。なぜ私はそういったことを申し上げているかというと、うまくいかなかったという意味では組織的対応をしているわけです。私の言い方で言えばね。実際、学校側が提出した資料を見て、これまで私は委員会と同じことを繰り返し申し上げてまいりましたけれども、資料を読み解くことを専門にしている私から見ると、一つの同じ傾向が一貫としているわけです。結局はあの親子の側の問題だというような傾向がある。そういった意味では学校側は、見事なまでに組織的に対応なさっているわけです。どう見たってそうなんです。結果的には、学校側も予想もつかない結果になったと、本当に思います。でね、やっぱりその事が起きてから、実際、学校側でいろんな教職員とかいろんな方々に聴き取りをして、その記録はたくさん出てきましたよね。それって、私から見ると、自死とか自殺あるいはその種のこの原因が学校側にあるということ認めながらない傾向があるという点では一貫しておりました。つまり、自分たちは悪くないというわけです。で、要するに、自分から死んだものが悪いという処理の仕方が、これはその小学校に限らず、社会の仕組み、小・中・高・大・大学院まで実は行き渡ってしまっている。そういった仕組みの中でこういったことが発生してしまって、本当にこれは大変なことになっていると同時に、今回亡くなられた親子は、これは浮かばれないです。二度死ぬことになりますよ。社会的に死んでいくことになりますよ。それでいいんですかと私は申し上げたい。それは、学校側は学校側の論理で組織的に対応したわけです。こういった事案は、やっぱりきっちり向き合えないということ逆を証明しているんだと、私はそう思います。そして、学校側は組織的対応をしたというだけで終わったら、我々この調査部会もまた、あの学校側の延長線上で物を考えていることになるんじゃないでしょうか。そういった思考停止はできるだけ避けたほうがいいです。

(小野部会長)

じゃあ、甲斐田委員、どうぞ。

(甲斐田委員)

すみません。私も今新免委員がおっしゃっているのと同じ問題意識を持ちました。今回の学校の対応について、組織的であることを肯定的に捉えるのは、それは違う、間違っていると思います。いろんなたくさんの問題点あったと思います。仲直りの会の持ち方について、今回の仲直りの会も、そして学校がやってきた仲直りの会の持ち方についても、組織的な対応、複数対応等も行われていますけれども、でも、やり方について、これでいいのか、間違っていないのか、良心的な心の判断としても、そして様々出されているマニュアルや通達類に照らしても、仲直りの会の在り方に問題があったんじゃないかというような、組織的に対応しているにもかかわらず、問題意識を示す先生は見当たらない。死にたいという訴えについても、別の校長先生止まりで独り占めしているわけではなくて、そういう訴えがあることについて複数の教員間で共有されていたようですけれども、その校長先生の言うようなね、結局、宿題がどうこうとか、おうちがどうこうっていうような話に戻してしまって、死にたいという訴えを正面から受け止めましょうよというふうにおっしゃった先生は見当たらない。あとは、いじめや仲直りの会のところを発端として始まっている不登校や体調不良についても、すり替えというふうにおっしゃった委員がいましたけれども、親子、家庭の問題にすり替える、そういうすり替えは良くない、正面からきちんといじめの問題として対応しましょうとおっしゃる先生は、やっぱり見当たらないんです。ですので、組織的に対応されたというようなことについて、今回は組織的に対応したことを肯定的な評価につなげるんじゃないでなくて、逆です。組織的に複数の先生が関わっていたにもかかわらず、何で問題があるということについて、この様々なたくさんの問題について何一つ、ここは問題があるんじゃないんですか、正したほうがいいんじゃないんですかというようなご意見が出ない組織なのか。そういうところをきちんと批判的に検討しないと、これ再発防止等に資するための委員会という意味が全然なくなってしまうというふうには私は思います。以上です。

(小野部会長)

今、新免委員と甲斐田委員から、組織的対応というのは、むしろ悪いというようなニュアンスで出たけれども、まずガイドライン等に示されているのは、例えば、担任一人だけで対応するとかいうことでなくて、学校全体でいろいろな組織で対応して、例えば、校内支援委員会とかね、あるいはいじめ対策検討会議とかね、そういった組織を作ってやるということ自体が間違いとかいうことではないんじゃないでしょうか。本件について作られた組織がよく動かなかったというのはそのとおりかもしれないけれども、組織化、つまり情報の共有化して、一人だけで動かさない、対応しないという意味はあるように思うんですが、どうでしょう。新免委員、どうぞ。

(新免委員)

おっしゃるとおりなんですよ。組織的対応をしたんです。私も組織的対応を否定する立場じゃないですよ。組織的対応をしたんだけど、意図的な対応です。つまり、自分たちは悪くない、学校側は悪くない、あの親子に問題があるという方向の意図的な対応をしたということが問題なわけです。あのような同じよう傾向の資料が出てくること自体が、私には不思議です。そんなに一糸乱れない仕方であの小学校が教育を展開されているんでしょうか。それはで子供たちが息苦しいんじゃないでしょうか。ちょっと違うんです、それは。組織的対応は認める。でも、意図的に対応したということなんです。そこが問題なんです。

(小野部会長)

この点について、他の委員の方、意見ございますか。鈴木委員、ございますか。先に伊藤委員、手が挙がってますので、伊藤委員からお先にどうぞ。

(伊藤委員)

この、例えば仙台市教育委員会のいじめ対応マニュアルに、学校対応の流れ、いじめの対応について示されています。これは、学校がいじめを発見、認知したら、できるだけ早期に、即、学校いじめ防止対策委員会を立ち上げて、この組織を核として学校がまさしく組織的にこのいじめに対応して解決を図るといふ、こういう道筋が示されているわけですね。今回のこのいじめの発見というのは、この5月17日に遡るわけです。5月17日の登校中の出来事で仲直りの会が開かれたと。これが組織的な対応だといふふうにもし言われるとしたら、なぜその学校がいじめ防止対策委員会を立ち上げたのが、この6月21日の出来事以降なんでしょうか。また、7月に教育委員会が指導している内容についても、もう一度5月の時点に戻って、そしてきちんと聴き取りをし直しなさいという指導がなされているわけですね。学校が組織的な対応を迅速にした証拠がどこにあるのでしょうか。それから、このマニュアルの中にもさらにですね、いじめの定義がきちんと示されていて、いじめとはこういうものだといふふうにも書かれています。これは、学校、聴き取りをさせていただいた学校の先生方も皆さん、このいじめの定義についてはよくご存じでした。そして、異口同音におっしゃった言葉が、確かにこの出来事は、定義上はいじめですと。定義上がいじめであつたらいじめじゃないですか。にもかかわらず、なぜ、当初からこのいじめの対応として取り組まなかったのでしょうか。私は、このまです5月17日からの約1か月半のこの対応の遅れ自体が、組織的な対応の大きな問題点を如実に表しているんじゃないかなといふふうに思いますので、学校は決して適切に組織的に対応したといふふうには思いません。以上です。

(小野部会長)

鈴木委員、ございますか。

(鈴木委員)

今、学校の対応ということについてお話が出ております。組織的などという部分に関してと、それから、組織としての対応というところを少し分けて考えたほうがいいかなと考えています。やっぱり、さっき私がちょっとお話をさせてもらいましたが、こういったいじめの対応ということで、例えばそのいじめ、本当に些細なところから重大なところまで、学校には様々ないじめというのがあるんですけども、子供たちだけで対応できる場所、ないしは多少学校の教員が関わらないと解決できない場所、そして、本当にすぐにでも止めなければいけないこと、様々なものがあると思うんですけども、そういったことに対して、いじめへの学校の関わりというものをきちんと認識した上で、学校として、組織として対応する必要があると思います。ということなので、そういった意味での組織的な対応、本当に重大な事態に近いものはやっぱりすぐに対応するとか、そういったところが非常に大事になってくると思います。あわせて、今、各委員からちょっとお話があったように、組織としての対応がどうであったのかというのは、また別な問題だと思います。組織的な対応をしたんだけど、それがきちんと効果的なところとしての対応ができたのか。ないしは、それが、もしかしたらうまくいかなかったのか。対応がずれたのか。そういったところの対応の質というのは問われてると思うんですけども、今回その件に関して、伊藤委員からありましたが、やっぱりいじめに対して適切な対応が学校がどうだったのか。確かにそれは問題だったと思います。ただ、前々回ですかね、平成29

年度、平成30年度のいじめ調査というのがあって、いじめの事案というのが、例えば平成29年度の当該小学校においては、件数言っているのかな。かなりの件数の、何百件という件数のいじめがあった。平成30年度においても、それよりは若干減ったんですけども、いじめがあった。そういったことに対して、確かに組織的な対応ということで組織を立ち上げて対応するとなった場合、なかなか学校としては対応し切れないところがあったということなので、例えば、恐らく後で出てくると思いますけれども、仲直りの会についても、単に立ち会った場合ないしは両方の言い分を聴いて、学校が組織的に、例えば指導主事なり副校長なり校長が立ち会って行った場合と違っていう対応を分けていたと思うんです。そういった対応において、今回その適切だったかどうかということを含めて、我々は考える必要があるということなので、組織的な対応はしたんですけども、対応としてはうまくいかなかったということが実際なのかなと考えております。以上です。

(小野部会長)

伊藤委員、ありますか。

(伊藤委員)

今、鈴木委員がおっしゃった意味で少し分かったんですけども、組織的な対応という文言が、組織として対応したかどうかを問うのであれば、これはナンセンスかなという気がしました。つまり、組織としてどう対応したのかというところが問題なのであって、組織として適切に対応したのかどうかというところを組織的に対応できたかどうかという捉え方できちんとまとめたほうがいいのかなという気がしました。ただ単に、学校全体で対応しましたとあって、それはあまり意味がないことじゃないですか。やっぱり組織としてどのような方針でどのような対応をしたのか、それが適切であったのかどうか。それこそが核心であって、報告書にまとめる意味のある内容だというふうに思います。以上です。

(小野部会長)

安保委員、この件、ご意見ございますか。

(安保委員)

やっぱり組織的に対応するというのは大事なことで、これもし個人プレーで担任一人で抱え込んでいたら、目も当てられないような結果になっているんだろうなと思います。その5月エピソードについては、非常にスピーディーに役割分担をして、結果的に失敗しているとは思いますが、仲直りの会を開催したと。多分問題があるのは、特に8月以降とかでしょうかね。この訴えに対して、主に校長が先頭に立ってやっている。むしろ、むしろというか、教頭や主幹教諭が入ることもありますけれども、要するに管理職の中で進めていったというところがちょっと気になります。やはり、なぜ組織的にチームでやらなければならないのかって考えれば、やっぱり多様な意見だとかいろんな方策を、一人の考えにとどまらないでいろいろアイデアを出してもらおうということだと思いますので、そういう観点で言えば、ちゃんと会議を開いて、いろんな意見を集めて、実際校長先生も非常に困っていたと思いますので、手詰まり感があったと思いますので、組織的に8月以降、対応すべきだったのではないかというふうに思います。あともう1点、これは非公開の部分での話題になりますけれども、そういった組織的な対応の所掌する委員会がちょっと違うのではないかというふうなところはありますが、ただ、この点については、もう少し情報を集めたほうがいいのかなとは思っています。以上です。

(小野部会長)

高田委員、ございますか。伊藤委員、ありますか。すみません。

(伊藤委員)

今の安保委員のご発言に少し、ちょっと質問があります。今、5月に学校が適切に対応したというお話ですけれども、私はそこに非常に疑問に感じているところです。つまり、この仲直りの会というものが、学校いじめ防止対策委員会ですか、これが立ち上がる前に開催されているんじゃないかなって感じます。つまり、学校が、それこそ組織的に対応を始めたのは、6月の、すみません、今ぱっと日には出てこないんですが、後半、6月末ですか、これは各聴き取りの中でも先生方がご発言されていたと思います。つまり、当該児童が不登校になった頃に初めて、学校いじめ防止対策委員会が立ち上がったというこういう聴き取りがあったはずですよ。これは問題じゃないんでしょうか。

(小野部会長)

安保委員、お答えになりますか。

(安保委員)

5月のエピソードは、確かにいじめとしての対応ではなかった。ただ、なので、そこを問われると不適切だと思うんですが、この5月の一件というのは、いじめと児童生徒間のトラブルというふうな両方の側面も持っていますので、仲直りの会でうまくいくということも可能性としてはあり得たと思います。

(小野部会長)

それじゃあ高田委員、お願いします。

(高田委員)

組織としてとか、組織的という言葉が、ちょっと皆さんの中で共有されていないので、どう答えていいかわからないんですけども、ただ、リスク管理という観点からすると、やっぱり誰か一人が抱え込んでしまうと、リスクがどんどん大きくなるということはよく言われていて、特に、例えば今回の場合は校長先生が中心になって、委員会があったかどうか知りませんが、ほかの先生が従うという形になっているような感じがしまして、なおかつ、ある教員の方の聴取のときに、児童がひょっこりそのクラスにやってきたら、驚いたという表現をなさったんですよね。ということは、校長室登校していて、児童がどういうときにそのクラスに戻るのかとかそういうことを全く協議なさってなかったような印象を持ちました。結局、その校長先生が一人でこの児童を抱え込んで、校長先生の方針でやっていたということからすれば、組織的に関わっていたということとはとても言い難いんじゃないかというふうに感じています。以上です。

(小野部会長)

最後に私の意見を申し上げます。いろいろな記録とかを精査し、また、学校関係者の聴き取りなども再度読み返して整理したんですけども、学校の考え方とすると、5月16日のトラブル、いじめがあって、5月17日に保護者の方から学校へ伝えられて、伝達があって、その後、学校としては当該児童と関係児童から事情を聴いて、そして、3人がまた一緒に登校したいということから仲直りの会を行い、仲直りの会のやり方等の問題はありますけれども、その仲直りの会が行われた結果として、その翌日から1か月間は、約1か月間は特にトラブルなくいきましたし、当該児童の欠席もなかったということで、学校としては、仲直りの会がうまく行って、5月16日のいじめは解決できたというふうに考えていたんだと思います。それが間違っているという議論はもちろんあります。だから、学校として、記録からうかがわれる認識をたどるとそういうことになっていて、にもかかわらず、6月

21日、22日というところで、また登校時トラブルが起きました。ただ、この場合のいじめということについては、関係児童のほうはそのことを否定しているということもあり、その直後に、記録によると資料26の②を見ると、6月28日に校内支援委員会という組織が作られているわけです。ですから、学校とすると、5月16日のいじめについては仲直りの会で解決済み、事実その後1か月は平穏にトラブルなく登校が続き、また、当該児童の欠席もないというふうに捉えていまして、その後6月21、22の第二のトラブル、いじめが起きた。ただ、いじめについては、今度は関係児童は、いやそういうのは否認するというような立場になる。そしてまたいろいろな事情から、この6月21、22のものについては、当該児童及び関係児童からの聴き取りも十分行えないので、組織的対応といっても一定の限界のあることになったのではないかと。私は、記録から受け取って言えるのはそのような流れでございます。もちろん、その中で、今事実として申し上げたので、学校の認識はこうだった。その学校の認識が誤りだとか、そういう認識すること自体がおかしいんだという議論があることは、もちろん承知しております。ですから、私としては、学校としては、組織として対応して、一人で、担任一人で抱え込んだりということではなくて、問題の共有化を図っていたし、6月28日には校内支援委員会というものを作っていて、何らかの対応をしようとした。しかし、先ほど甲斐田委員が言ったように、何かしら積極的ないろんな異論、この構成する人から、教諭から異論が出て、それじゃあおかしいんじゃないとか、そういうような議論が出たというのは記録上もうかがえない。だから、何となく、組織は作りました、だけど、じゃあこれをもう少し当該児童に対して、あるいはその保護者に対して、納得のいくような形で動かせなかったかということは、私も思っているところで。以上です。ほかにこの論点について、補足的に意見を述べたい委員の方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。それで、ちょっと時間の関係がありますので、今日の公開で協議する場としては、この程度にさせていただきます。今日予定した協議項目のうち、①の8月24日に当該児童と保護者が持参したお手紙の件と、それから、保護者に対する学校の対応、これは関係児童との面談のマッチング及びその8月31日より前にその質問の事項を書いたお手紙を許可なく渡してしまったこと、そこまでは協議できたと思います。協議できなかったのは、③で申し上げました、保護者に対する教育委員会の対応ということになりますので、この点については、次回以降に持ち越させていただきます。では、公開の部はここまでとなります。傍聴人、それから報道関係者の皆様はご退室をお願い申し上げます。